

安佐南工場建替事業に係る実施計画書への意見とその取り扱いについて

1 第1回審査会での意見

該当部分	意見の概要	意見の取り扱い案	答申案該当部分
第2章 事業の目的及び内容			
2ページ	処理能力を400t/日に設定した根拠をわかりやすく示してほしい。 (安藤委員)	答申案に反映させます。	2 (1) ア
9ページ	想定している排ガス処理施設等の仕様を示してほしい。(宮田委員)	答申案に反映させます。	2 (1) エ
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法			
103ページ から	動植物、生態系については短期間では調査が難しいものもあるが、14、15年度の調査結果が明らかにされていないため、調査が十分かどうかは判断できない。騒音等の追加調査する項目と併せて、動植物、生態系について継続して調査することはできないか。(水田委員)	市民意見に対する事業者見解において、平成14、15年度の調査結果を活用する場合は、その妥当性について検討、検証を行った上で結果を準備書に記載するとしていることから答申案には含めません。	

2 市民等からの意見

該当部分	意見の概要	意見の取り扱い案	答申案該当部分
第2章 事業の目的及び内容			
6ページ	現工場解体工事の具体的な内容が記載されていない。	市民意見に対する事業者見解において、厚生労働省通達に基づき実施すると記載されていますが、工事の概要をより分かりやすく記載するよう求めます。また、造成工事の内容についても明らかにするよう求めます。	2 (1) イ、ウ
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法			
84ページ	現工場の解体工事、建設機械の稼動、車両の運行、廃棄物の搬出入に伴い排出される二酸化炭素による環境への負荷を環境影響評価の項目として選定すべきではないか。	市民意見に対する事業者見解において、環境影響評価を実施することから答申案には含めません。	